

市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 提案理由

職員の退職手当について、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて所要の改正を行う必要があるため。

2. 条例の概要

(1) 国の改正に準じた部分

給与制度の総合的見直しの影響を踏まえ、現行の支給水準の範囲内で、職員の公務への貢献度をよりの確に反映させるよう、措置を講ずる。

▽調整額の改定

職員の区分	改正前	改正後
第 1 号	79,200円	95,400円
第 2 号	62,500円	78,750円
第 3 号	54,150円	70,400円
第 4 号	50,000円	65,000円
第 5 号	45,850円	59,550円
第 6 号	41,700円	54,150円
第 7 号	33,350円	43,350円
第 8 号	25,000円	32,500円
第 9 号	20,850円	27,100円
第 10号	16,700円	21,700円
第 11号	0円	0円

(2) 組合独自部分

平成27年3月末に失効する早期退職優遇制度について、平成29年3月31日までの間継続すること。

制度内容

*該当者：市町村長が早期退職優遇制度実施要綱により管理者に申し出た市町村の退職者に適用

*特例措置：給料月額に100分の50を超えない範囲内で市町村長が申し出た割合を乗じて得た額の合計額が退職手当の基本額の算定基礎給料額

3. 施行期日

平成27年4月1日から施行する。